

茨城県災害対策本部の設置について

事故発生時における県の体制及び職員の配備体制区分の基準及び内容

事故発生時における県の体制及び職員配備の決定基準は、放射性物質等の放出状況等により以下のとおりです。

体制区分	配備基準	配備体制	災害対策本部等の設置
連絡配備	環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	原子力安全対策課職員	
警戒体制 (事前配備)	第1 環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル	災害情報連絡担当者会議構成員	必要に応じて 災害情報連絡担当者会議を開催
	第2 ○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $0.5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上 $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 未満の事故・トラブル ○警戒事態の発生	災害警戒本部構成員 災害情報連絡担当者会議構成員	災害情報連絡担当者会議を開催するとともに、必要に応じて災害警戒本部を設置
非常体制	第1 ○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（1地点）の事故・トラブル ○施設敷地緊急事態の発生	災害応急対策が円滑に行える体制 (職員の5分の1)	災害対策本部を設置
	第2 ○環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングステーション、モニタリングポストにおいて、空間線量率が $5\mu\text{Sv}/\text{時}$ 以上（2地点以上又は10分以上/地点）の事故・トラブル ○全面緊急事態の発生	大規模な災害に対して、応急対策が円滑に行える体制 (職員の2分の1)	

茨城県災害対策本部組織図

